

# JIS

## オイルフェンスの仕様－第2部：接続部

JIS F 9900-2 : 2008

平成 20 年 3 月 31 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 船舶技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	矢 萩 強 志	財団法人日本船舶技術研究協会
(委員)	浅 野 光 司	日本小型船舶検査機構
	北 田 博 重	財団法人日本海事協会
	桐 明 公 男	社団法人日本造船工業会
	近 藤 良太郎	社団法人日本電機工業会
	瀬 部 充 一	国土交通省
	辻 一 郎	社団法人日本船用工業会
	釣 谷 康	社団法人日本舟艇工業会
	半 田 收	社団法人日本船主協会
	森 雅 人	国土交通省
	和 田 昌 雄	独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
(専門委員)	福 永 敬 一	財団法人日本規格協会

---

主 務 大 臣：国土交通大臣 制定：平成 20.3.31

官 報 公 示：平成 20.3.31

原案作成協力者：財団法人日本船舶技術研究協会

(〒105-0003 東京都港区西新橋 1-7-2 虎の門高木ビル TEL 03-3502-2130)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：船舶技術専門委員会 (委員長 矢萩 強志)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者、国土交通省海事局 船用工業課 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] 又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット産業基盤標準化推進室 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

## 目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 接続部の種類	1
5 性能	2
5.1 外観	2
5.2 外側布地及び内側布地の引張強さ	2
5.3 接続部と本体部との固着部分の引張強さ	2
5.4 外側布地とスライドファスナとの取付け部分の引張強さ	2
5.5 ベルト及びロープの長さ方向の引張強さ	3
5.6 接続部の着状態におけるベルト又はロープと本体部布地との取付け部相互間の 長さ方向の引張強さ	3
5.7 耐油性	4
5.8 耐候性	5
6 構成, 構造, 形状及び寸法	5
6.1 構成	5
6.2 構造, 形状及び寸法	5
7 材料	7
8 検査	7
8.1 検査項目	7
8.2 外観検査	7
8.3 構成, 構造, 形状, 寸法及び材料検査	8
8.4 外側布地及び内側布地の引張強さ検査	8
8.5 接続部と本体部との固着部分の引張強さ検査	8
8.6 外側布地とスライドファスナとの取付け部分の引張強さ検査	8
8.7 ベルト及びロープの長さ方向の引張強さ検査	8
8.8 接続部の着状態におけるベルト又はロープと本体部布地との取付け部相互間の 長さ方向の引張強さ検査	8
8.9 耐油性検査	8
8.10 耐候性検査	8
附属書 A (規定) スライドファスナの仕様	9
附属書 B (規定) 接続用シャックルの仕様	14
解 説	16

## まえがき

この規格は、工業標準化法に基づき、日本工業標準調査会の審議を経て、国土交通大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。国土交通大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

**JIS F 9900** の規格群には、次に示す部編成がある。

**JIS F 9900-1** 第 1 部：本体部

**JIS F 9900-2** 第 2 部：接続部

# オイルフェンスの仕様—第2部：接続部

## Specification for boom—Part 2: Connectors

### 序文

この規格は、2002年に第1版として発行された ISO 16446:2002, Ships and marine technology—Marine environmental protection—Adaptor for joining dissimilar boom connectors を参考に、我が国の事情を考慮して作成した日本工業規格である。

### 1 適用範囲

この規格は、海上に流出した油の拡散を防止するために使用する、オイルフェンスの接続部（以下、接続部という。）の設計、製造などに関する要件について規定する。

なお、オイルフェンスの本体部の仕様は第1部に、スライドファスナ及びシャックルの仕様は**附属書 A** 及び**附属書 B** にそれぞれ規定する。

### 2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

**JIS B 2801** シャックル

**JIS D 4604** 自動車部品—シートベルト

**JIS F 9900-1** オイルフェンスの仕様—第1部：本体部

**JIS K 6404-3** ゴム引布・プラスチック引布試験方法—第3部：引張試験

**JIS L 1093** 繊維製品の縫目強さ試験方法

**JIS L 2703** ビニロンロープ

**JIS L 2704** ナイロンロープ

**JIS L 2705** ポリエチレンロープ

**JIS L 2706** ポリプロピレンロープ

**JIS L 2707** ポリエステルロープ

**JIS S 3015** スライドファスナ

### 3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、**JIS F 9900-1** による。

### 4 接続部の種類

接続部の種類は、高さによって、**表 1** による。